

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部の管理運営方針

(平成 31 年 4 月 1 日制定)

改正 令和 5 年 4 月 1 日

教育分野

1. 近年の社会の急激な変化に応じ、建学の精神を現代の状況の中で具現化するために、
学長はそのリーダーシップのもとの確かつ迅速な対応と課題解決策の提示を行い、将来を見通した政策・計画の策定に努める。
2. これを実現するための体制として、学部長、短期大学部の学科長と事務局部長からなる運営会議を設置し、学長の責任ある意思決定とその迅速な実行を確保するとともに、全学内部質保証推進組織として全てにわたり PDCA サイクルを機能させ、課題等について必要な事項を決定し、改革・改善に努める。
3. 学長は規程に基づき公正に選出され、理事会の同意を得て理事長によって任命する。
学長のリーダーシップをサポートする学部長、短期大学部の学科長、附置・附属機関長、事務局部長等についても理事長によって任命する。
4. 大学を運営するうえで、教育研究に関する事項については教授会が審議する。教育研究に関する重要な事項に関しては運営会議が審議し、附置・附属機関長、大学の学科長、事務職員各課長等からなる評議会を諮問機関とする。
5. 理事会は経営方針、大学の管理及び運営に関する基本方針を決定し、大学ではその方針に基づいて「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部の運営に関する規則」によって、管理運営を適切に推進する。

6. 学内構成員の意見を参考とした適切な大学運営を行う。
7. 火災、地震、その他の災害時に学生・教職員が身の安全を図れるよう、自衛消防活動技術の向上を図るとともに、危機管理規程、防火・防災管理規程等の規程を整備し、防火・防災消防計画に基づく避難訓練等を実施し、適切な安全管理対策を実施する。

事務分野

多様化する教育環境に対応しつつ、本学の建学の精神、教育理念を実現していくために、教育研究活動及び学生生活全般を支援し、法令遵守のもと、大学運営を支える専門的な知識・技能・業務遂行能力を備えた職員を育成し、資質、能力の向上に努める。

1. 学長は、本学園の「寄付行為」により、理事会の構成員として規定されているため、理事会の決定事項や経営方針等は、運営会議、評議会等を通じて、学内構成員に対し周知を行う。
2. 事務管理組織の適正化・効率化のため、大学事務局の内の事務管理部（庶務課、財務経理課、人事課）を法人本部に統合した事務組織を基盤に、法人と一体となった事務運営を学長のリーダーシップのもと推進する。
3. 職員の採用、昇任については、本学が定めた「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部職員任用規程」に基づき、適切性・透明性を確保して行う。
4. 常に業務内容を見直し、事務処理の効率化を推進するとともに、事務組織としての適正な職員の効率的配置を心掛ける。
5. 大学の附置機関、附属機関、委員会等に教員を配置し、大学運営における教職協同体制を推進する。

6. 人事考課制度を活用して、期首の目標設定と当期終了後の人事評価・目標達成評価のフィードバックを十分に行い、管理職と職員との活発なコミュニケーションを通し、互いの信頼関係を構築しながら職員の高いモチベーションの保持と資質向上を図る。
7. 組織運営が適正かつ迅速に行われるように、各種委員会の規程とその活動実態を検証し、必要な規程等を見直し整備する。
8. 効果的な人材育成を行うため、職員のキャリア形成や、中長期な能力向上に配慮した人事配置を心掛ける。

財務

(財務基本方針)

建学の精神・教育理念に基づいた本学の教育目標達成に向けて、教育活動や研究活動の水準を維持向上させ継続的に行っていくために、中長期財政計画の策定・更新を行い、健全な財政運営により、経営基盤の安定、強化を図る。

(予算執行)

部署別予算決算制度を導入し、事業計画に基づいた部署別の予算をヒアリングにより配分し執行する。基本金組入前当年度収支差額黒字化を達成させるために、事業活動収入の増収と事業活動支出の経常的な経費削減に努める。収入においては、学生生徒等納付金に過度に依存しないよう、学外からの資金確保に積極的に取り組む体制・制度の整備を推進する。

(監査)

監査は、当学校法人の監事2名と監査法人の外部監査人により、法令、規程等（私立学校

法及び当学校法人の寄付行為、監査基準、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書、監査に関する実務指針等)に基づき適正に行う。また、公的研究費等については、本学における適正な運営・管理及び不正使用の防止等のために定期的に事務管理部内部監査チームによる監査を行う。